

沼津東高校では、一般的に校則と呼ばれるものが「生徒心得」であり、沼津東高校生としてのあるべき姿について定められています。そして、服装や行動について、実際に運用する上で必要な詳細について決められたものが「申し合わせ事項」です。これは該当する生徒組織が中心となって提案し、学校側との協議によって決定・採用されます。

※服装・学校生活、交通安全に関する、「生徒心得」・「申し合わせ事項」・「自転車通学の許可条件」の抜粋です。

## I 服装・学校生活について

### 生徒心得

#### 第1章 服装

服装は知性の象徴である。生徒は清潔質素を旨とし、品位ある服装を誇りとする。

第1条 本校の制服を次のとおり定める。

1. 制服については、以下のいずれかを着用する。
  - (1) 黒の詰衿の学生服を着用する。ボタンは本校指定のものを使用する。
  - (2) 黒のブレザー（襟はテイラーカラー式、ボタンは6個）に2本のボックスプリーツのある同色のスカート、または所定のスラックスを着用する。ベストは平常着用してもよい。
  - (3) 夏季は略装として白ワイシャツ、開襟シャツでよい。
2. 理由あって異装しなければならない場合は、異装願に所定事項を記し生徒課の許可を得る。
3. 夏季以外の式典及び集会時は原則として上着を着用する。

第2条 制帽はフランス型を原則とする。ただし、その着用は自由である。

第3条 徽章は次のように定める。

1. 徽章は制帽につける。
2. 学年章は常時制服の左襟もしくは左胸につけ、略装の時は左胸につける。
3. 学友会章がある場合は右襟もしくは学年章の下につける。

第4条 髪は原則として自由とするが、技巧を凝らすことや華美に飾ることを禁ずる。

第5条 下履は、黒靴又は運動靴を原則とする。下駄を用いてもよい。ただし、華美なものは禁ずる。上履は学校指定のスリッパを用いる。

#### 第2章 学校生活

学校は共同生活の場であるから、各自終始責任ある行動をとらなければならない。職員・来客に対して敬愛の念を持ち、学校相互においては理解と友愛の心をもって、礼儀正しい行動をとらなければならない。

第6条 登校後は原則として放課前に外出してはならない。もしその必要があるときは、所定の外出許可証に所定の事項を記入し、職員の許可を得て存在と行動を明らかにする。帰校後は許可証をホームルーム担任に提出する。

第7条 試験の際、不正行為は厳禁する。定期試験においては教科書等を教室外に出す。

第8条 火気使用に際しては職員の許可を得て、十分防火に留意する。

第9条 校内における物品の拾得又は紛失は、直ちに職員に届け出る。

#### 第5章 校外生活

学生として日常生活の研さんの結果が最もよく表われるのは、校外生活である。校外生活も教育活動の重要な一部であることを自覚し、責任をもった行動をとらなければならない。

第17条 登下校の交通には充分注意する。特に自転車通学者はルールを遵守し、安全運転を心がける。違反者には自転車通学の停止を命ずる。

第18条 不健全な飲食店、娯楽場等へ入ってはならない。

第 19 条 喫煙，飲酒，暴力行為，交通規則違反等の非行は厳禁する。

第 20 条 深夜の外出は禁止する。やむを得ない場合は保護者等の同伴を原則とする。外泊には保護者等の承諾を原則必要とする。

第 21 条 学校外の団体に加入する場合には，生徒課を通じ学校長の許可を得る。

第 22 条 学校外において集会に参加する場合は，生徒課を通じ学校長の許可を得る。

第 23 条 アルバイトを希望する者は，ホームルーム担任，生徒課の指導を受け学校長の許可を得る。

第 24 条 家庭の事情等で運転免許を必要とする者は，保護者の承諾を得て学校長へ願い出ることができる。

第 25 条 学校外で事故のあった場合は，直ちに学校へ届け出る。

## II 交通安全について

### 自転車通学の許可条件

#### 1. 自転車通学の許可

- (1) 原則として通学距離(本校までの直線距離)1.5Km 以上ある。または、徒歩で 30 分以上を要する。
- (2) 高校生総合補償保険(または自転車保険でも可、示談交渉付きのもの)に加入する。
- (3) 記名されたレインコートを所有している。
- (4) 自転車は構内の指定された場所に駐輪し、2ヶ所以上施錠を必ずする。(ツーロック)
- (5) TS マークの貼付(定期的な点検の義務化)

### 服装に関する申し合わせ事項

この申し合わせ事項は，代議委員会の審議を経て生徒自らの手で決めたものである。

#### 1 制服・服装について

- (1) 詰襟の場合は，標準学生服を基準とし，変形したものは認めない。変形したものは，極端に長い(または短い)学生服，異様に太い(または細い)ズボン，詰襟に隠れるような短いカラー等である。
- (2) スカートの丈はひざ中心とする。スカートの加工，折り返しは厳禁とする。
- (3) 学生服を脱いで校内生活をするときには，白ワイシャツ・開襟シャツとする。
- (4) 夏季の略装時は，白ワイシャツ・開襟シャツとし，ワイシャツのシャツ出しは厳禁とする。開襟シャツは，裾がまっすぐで半袖であり，臀部が完全にかくれない程度のものであること。
- (5) ソックスは白，黒又は紺のものとする。ただし，白が望ましい。ルーズソックスは禁止とする
- (6) ワイシャツ・開襟シャツの下は，白地もしくは黒地シャツとし，華美でない柄のものとする。
- (7) 冬季セーター着用の場合は落ち着いた色とし，極端にはみ出すものを認めない。「落ち着いた色」とは，黒・紺・灰色・茶・ベージュとする。「極端にはみ出さない」とは，5センチ以内のはみ出しとする。
- (8) コートの着用は冬季，登下校時のみとする。
  - ① デザインは華美でないものとする。
  - ② ロングコート等，通学に安全面で支障をきたすものは禁止する。
  - ③ 管理は自主管理とする。

補足・部活動で作成したウインドブレーカー(校名入)は防寒具として認める。

・保管場所として想定される場所は，ロッカーの中，自身のバッグ等の中，部室である。教室内の床，ロッカーの上，更衣室は防災及び防犯上，保管することを認めない。

・好ましくない事態が生じた場合は，司法委員会の発議の上，代議委員会・職員会議で審議し，禁止措置をとることもある。

## 2 頭髪について

- (1) パーマ, 脱色, 染毛等の加工は認めない。
- (2) 華美な髪どめ等は認めない。

## 3 通学靴及び鞆について

- (1) 下履きは黒靴または運動靴とし, 下駄を用いてもよい。
- (2) 華美なものは使用しない。また, ファッション性の高い手提げ袋等も認めない。

## 4 携行品及び装飾品について

- (1) ピアス, 指輪等の装飾品は厳禁とする。また, マニキュアなどの装飾はしないこと。ただし, 文化的慣習によりピアスやタトゥー等を施している生徒については, 入学時に保護者ととも申し出ること。
- (2) 携帯電話及びスマートフォンは, 適切なりテラシーを身につけ, 有用な使用を心がける。学校生活の場ではマナーモードで使用する。テスト中は電源を切り, バッグにしまう。マナー・モラルのない使用は指導の対象となる。